

東京国際クルーズターミナル待合所施設（多目的エリア）利用規則

東京国際クルーズターミナル（以下「ターミナル」という。）における待合所施設（多目的エリア）（以下、「施設」という。）の利用に関して、次の通り定めます。

（目的）

第1条 この利用規則（以下、「規則」という。）は、ターミナル指定管理者（以下、「当管理者」という。）が管理する施設を円滑かつ適正にご利用いただくための必要な事項を定めるものです。

（施設の利用）

第2条 この規則は、ターミナル3階における約3,000㎡の多目的エリアにおいて、実施する催物等での利用について定めるものです。なお、観覧場を設ける場合については、江東区興行場法施行条例に従うものとします。

（利用申込）

第3条 施設を利用しようとする方（以下、「利用者」という。）は、電話にて仮予約をしていただきます。仮予約後、別に定める「施設利用申込書」（以下、申込書という。）・「利用計画書」等必要書類を原則利用日の2か月前までに当管理者に提出し、当管理者が内容確認のうえ、利用の承認（予約確定）をします。

利用の承認後、利用開始前までに利用許可の申請および利用料金のお支払をお願いいたします。

2 施設利用申込の予約受付開始日は、利用日の6か月前からです。

3 仮予約以降、当管理者が指定する期日までに申込書のご提出がない場合は仮予約を取り消させていただく場合もあります。

4 次に掲げる利用については、第1項の利用許可の申請は不要とします。

(1) 東京国際クルーズふ頭に係留している船舶の関係者による利用。

ただし、「ターミナル使用届」の提出をした場合は、第1項に掲げるすべての手続きを不要とします。

(2) 東京都による利用

(3) 学校教育活動による利用

(4) その他、当管理者が適当と認める利用

（利用日時等）

第4条 利用できる日時は原則開館日および開館時間に準じます。

2 次に掲げる日は、利用できません。

- (1) 客船等寄港予定日ならびに寄港予定日前後1日（その関係者が利用する場合を除く）
- (2) ターミナルの保安管理レベルが一定以上となっている間
- (3) 当管理者が施設管理上、支障があると判断する場合。

（利用の制限・承認の取消）

第5条 当管理者は、利用の内容が次の事項に該当する場合、施設の利用の制限もしくは承認の取消をさせていただきます。

- (1) 公の秩序または善良なる風俗を害する恐れがあると認められるとき。
- (2) 利用開始までに関係官公庁への届け出が済んでおらず、かつ当管理者にその提出物や許可証の控えの提出がないとき。
- (3) 施設の品位を損なう恐れがあると認められるとき。
- (4) 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) 宗教の勧誘などに利用する恐れがあると認められるとき。
- (6) 催物の性質が周辺地域の静穏を乱す恐れがあると認められるとき。
- (7) 施設および設備・備品を損傷する恐れがあると認められるとき。
- (8) 施設の他の利用者や催事に不都合または支障が生じる恐れがあると認められるとき。
- (9) 客船等が急遽寄港するとき。
- (10) その他、施設の管理・運営上支障があると認められるとき。

（利用の制限・停止）

第6条 次の各号のいずれかに該当するとき、当管理者の判断により施設使用中であっても、施設利用の制限または停止をしていただきます。

- (1) 第5条のいずれかに該当すると認められるとき。
- (2) 申込書等提出書類に虚偽の記載があると認められたとき。
- (3) 利用を許可された施設以外の場所で作業または催事行為を行ったとき。
- (4) 関係官公庁への届出などの内容と異なるとき。
- (5) 停電・災害その他不可抗力によって施設等の利用ができなくなったとき。
- (6) 施設の管理運営上、やむを得ない事由が生じたとき。

（施設利用料金など）

第7条 施設利用料金は表1に定める「利用料金表」のとおりとします。

- 2 施設利用料金は施設利用開始前までにお支払いください。
- 3 施設利用料金は準備および撤収時間についても発生いたします。
- 4 お支払いいただいた施設利用料金は、原則返還しません。ただし、前条第5号および第

6号により許可を取消した場合のみ、施設利用料金を払い戻すことがあります。

(利用の変更および取消)

第8条 利用者の都合により、利用日等を変更するとき、または予約・申込を取消するときは、すみやかに当管理者に書面にて通知してください。

(利用権利の譲渡禁止)

第9条 利用者は当管理者の承諾なく施設等の利用権利の全部または一部を第三者に譲渡または転貸できません。

(施設等の変更禁止)

第10条 利用者は施設に特別の設備または変更を加えることができません。ただし、あらかじめ当管理者の承認を受けたときは、この限りではありません。

(利用者の義務)

第11条 施設の利用承認を受けた利用者は、次の事項を遵守していただきます。

- (1) 承認された利用申込書および利用計画書の内容に従って誠実に催物を開催すること。
- (2) 利用開始日前までに当管理者担当者と催物等の詳細について協議すること。
- (3) 当管理者が随時連絡を取れるよう、連絡先を明らかにしておくこと。
- (4) 施設利用中(準備・撤去時間中を含む)に発生した事故については、利用者自身のみならず、関係業者や来場者に関わる事故についても、すべて利用者が責任を負うこと。
- (5) 施設内および当管理者が管理する敷地において、善良な風俗または慣習を害する行為、その他、施設および当管理者が管理する敷地の維持または管理運営に支障をきたすと認められる行為をしないこと。
- (6) 施設内および当管理者が管理する敷地において、当管理者の承諾を受けずに物品の販売宣伝等の営利行為をしないこと。
- (7) 施設の利用終了後は、清掃を自ら行い原状回復に努めること。利用者都合により原状回復が困難な場合は利用者負担により当管理者指定業者にて行うこと。

(管理責任)

第12条 利用者には、利用施設を善良なる管理者の注意をもって管理していただきます。

2 施設利用中および準備・撤去中は、当利用規則および当管理者が指示した防災指針に従い、利用者の責任において管理者を定め、当管理者と連絡・調整を図りながら火災と事故防止に努めていただきます。

3 施設利用に関する法令に定められた関係官庁への届出および許可申請等については、利用者に行っていただきます。

4 利用者は、当管理者と連絡・調整を図りつつ、利用施設とその周辺に対する諸配慮、来場者および来場車両の整理、作業員等関係者の管理監督を行っていただきます。

5 施設内の催物開催および設営撤去等において、多数の来場者や関係者および車両が予想されるとき、または他の催物等の開催に支障を及ぼす恐れがあると当管理者が認めるときは、当管理者または利用者が警備専門会社を雇う等万全の警備体制および来場者の整理誘導體制を敷くこととし、その費用は利用者の負担とさせていただきます。

(賠償および免責)

第13条 施設および設備・備品の管理運営等につき利用者およびその関係業者や来場者に起因する損害が発生した場合には、利用者による損害額を賠償していただきます。

2 利用者が、この規則に記載されている事項および施設利用等に関する当管理者との協議事項等に違反し、損害が発生した場合、前項と同様に損害額を賠償していただきます。

3 施設の利用に伴う人身事故および物品・展示品等の盗難や破損事故などの全ての事故について当管理者に重大な過失がない限り、当管理者は一切の責任を負いません。

4 第5条もしくは第6条により、利用者およびその関係業者や来場者に損害が生じる場合があっても、当管理者はその責任を負いません。

5 当管理者の責に帰すべき事由により損害の賠償をする場合は当管理者が受領した利用料金を限度として賠償するものとします。ただし、利用者の機会損失等については、当管理者はその損害の責任を負いません。

6 当管理者はホームページ、問い合わせメール等において正確な情報の提供に努めておりますが、提供する情報に起因するトラブルや事故等に関して当管理者は一切の責任を負いません。

(その他)

第14条 利用者には次の各号を承諾のうえ施設をご利用いただきます。

(1) 無断キャンセル等管理者に不利益を与えた場合、第5条および第6条に掲げる行為(ただし、第5条(9)および第6条(5)(6)は除く)を行った場合、前条を遵守しなかった場合は次回以降のご利用をお断りさせていただく場合があります。

(2) この基準に定めのない事項については、必要の都度、管理者と撮影者とで協議することとします。

附則

この規則は、令和2年7月27日から施行する。

表1

利用料金表

すべて税込

| 種別 | | 単位 | 金額 |
|---------------------|------|------|--------------------|
| 待合所施設 (多目的エリア) | 全面利用 | 平日 | 3,000㎡ 400,000円 |
| | | 土日祝日 | 3,000㎡ 500,000円 |
| | 分割利用 | 平日 | 100㎡ごとに 15,000円 |
| | | 土日祝日 | 100㎡ごとに 17,000円 |
| 準備撤去日はこの1/2 ※清掃料金別途 | | | |